

記入例

建設課					土木管理課					公印
課長	主幹・補佐	係長	主査	係	課長	主幹・補佐	係長	主査	係	

下記申請について、承認することによろしいか。

道路工事施行承認申請書

令和〇〇年 △ 月 ×× 日

(宛先)道路管理者 旭川市長

※① 住所 旭川市6条通11丁目  
申請者

氏名 上川 一雄

(担当者・TEL・E-mail 090-..... kamikawa@... .jp)

住所 旭川市〇条通〇丁目

施工業者

氏名 株式会社 旭川舗道 代表取締役社長 旭川 太郎

(担当者・TEL・E-mail 旭川三郎 090-..... asahi@... .jp)

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 車両等出入口確保のため <input type="checkbox"/> 宅地造成工事のため <input type="checkbox"/> 店舗等駐車場出入口確保のため <input type="checkbox"/> その他( )	
施工の場所	旭川市 6 条通 11 丁目 <input type="checkbox"/> 左 <input type="checkbox"/> 右 号 <input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 仲 通 町 番 号 番地	<input checked="" type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> その他( )
工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 縁石切下工事 <input type="checkbox"/> 植樹(移設・撤去)工事 <input type="checkbox"/> 植樹柵(移設・撤去)工事 <input type="checkbox"/> 道路改良工事 <input type="checkbox"/> 道路舗装工事 <input type="checkbox"/> 道路側溝工事 <input type="checkbox"/> その他( )	
工事期間	令和 年 月 承認 日から 令和 〇〇 年 6 月 23 日まで 日間	
概 施工数量	※② 面積 5.98 m <sup>2</sup> 幅縦 1.22 m 長横 4.9 m 高さ m	
要 其 他	本工事完了後は旭川市へ引継ぎ致します。	※③ 添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 位置図 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 立面図, 写真 )

押印不要です。

※① 申請者は施主もしくは施工業者のどちらでも構いませんが、施工についての責任を取れる方としてください。

※② 面積、幅や長さについて記載しがたい場合は、「別紙のとおり」としてください。

※③ 添付図面は各3部ずつ提出してください。

- ・位置図
- ・平面図
- ・断面図
- ・立面図
- ・縁石切下場所の写真

その他 お手持ちのパソコンにて作成する場合は、申請書のほか、申請書(写)、承認書、完了届の4枚が印刷されますので、一式提出してください。

承認年月日	令和 年 月 日	指令番号	旭土管指令第 号
-------	----------	------	----------

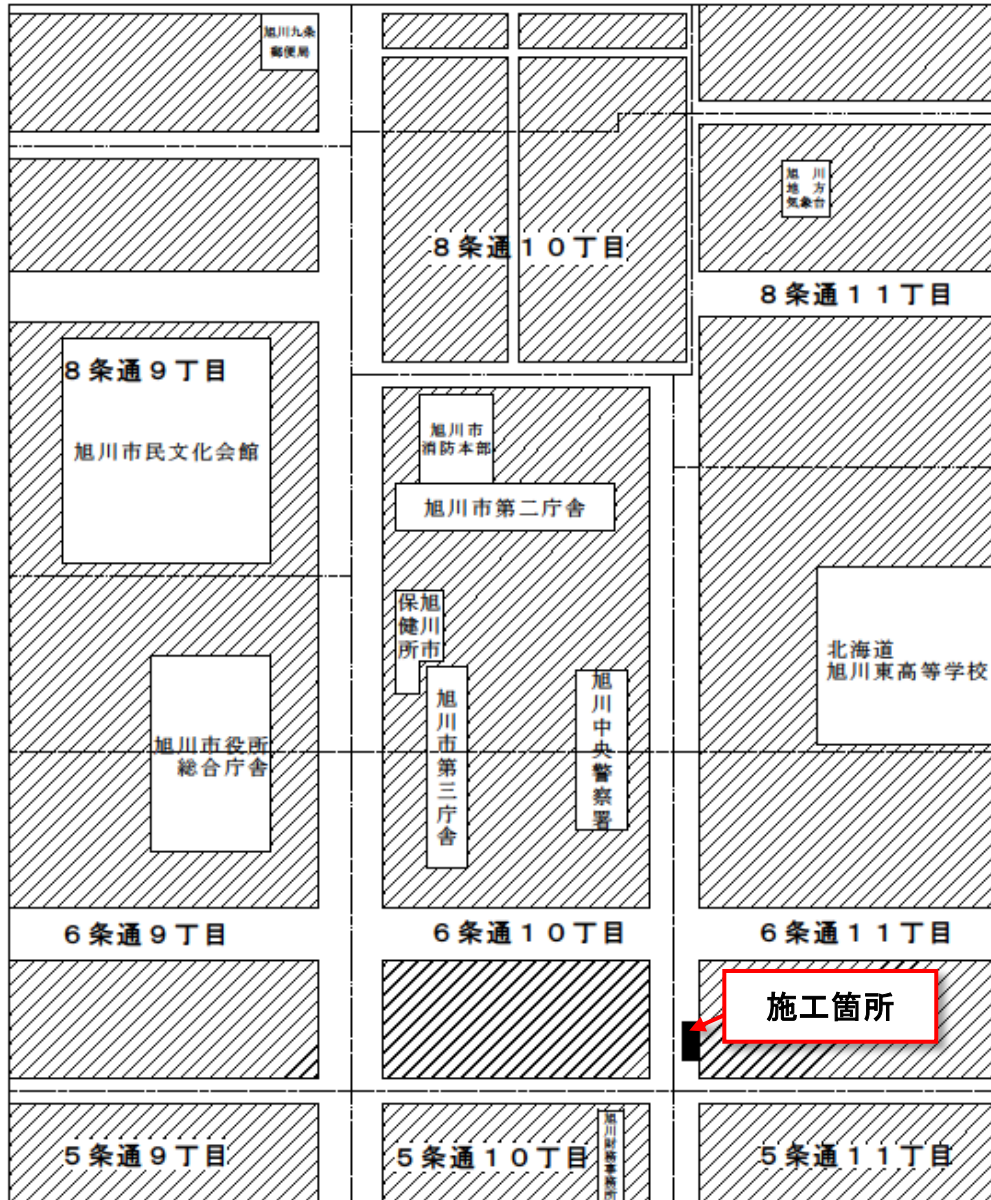
特記事項

注) 内におき記入してください。  
欄はチェックしてください。

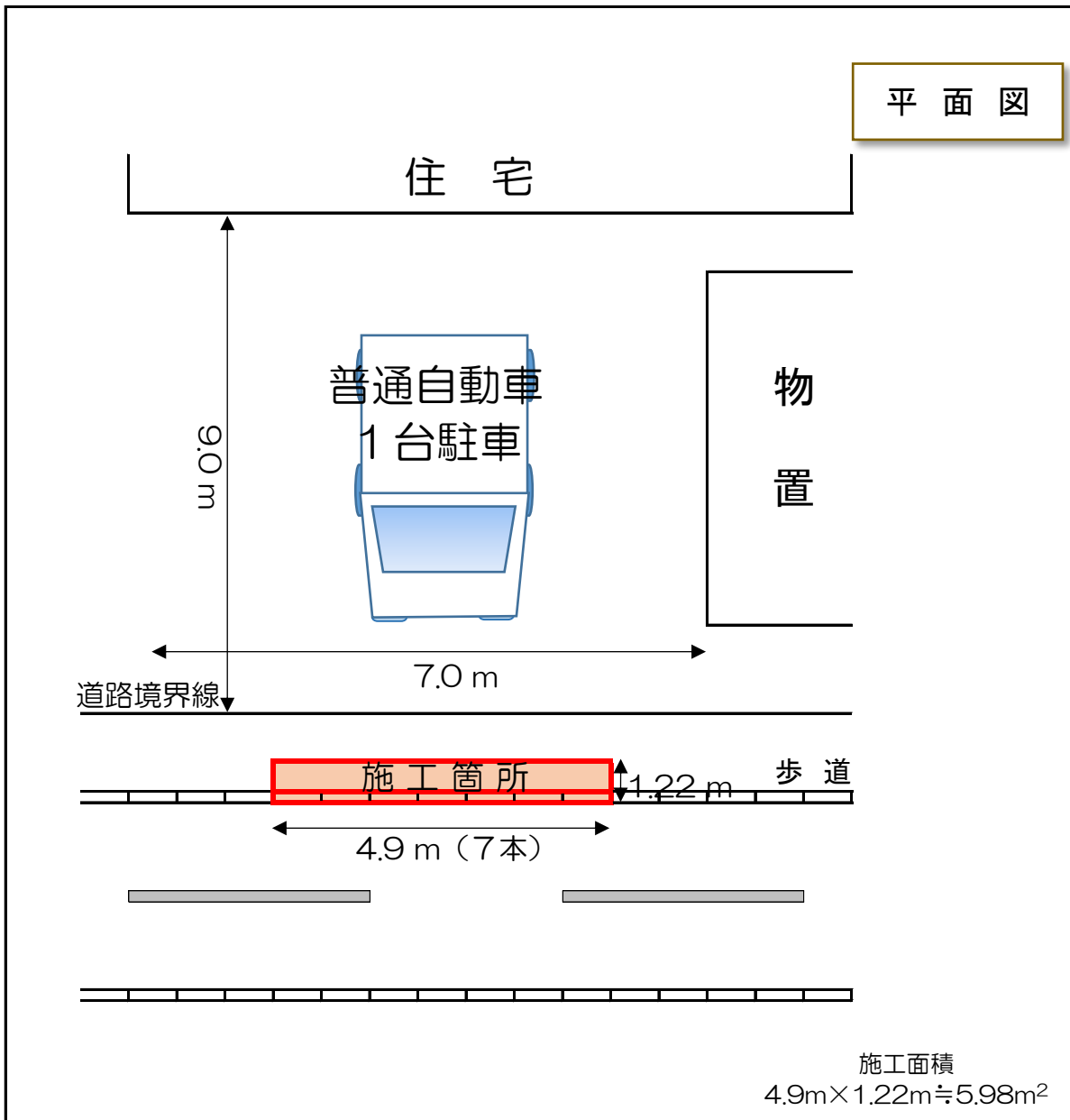
占用台帳入力	確認者	入力者

# 【 位 置 図 】

- ・ 施工箇所の住所，施工箇所の位置がわかるように作成してください。



【パターン① 植樹帯等がない場合】

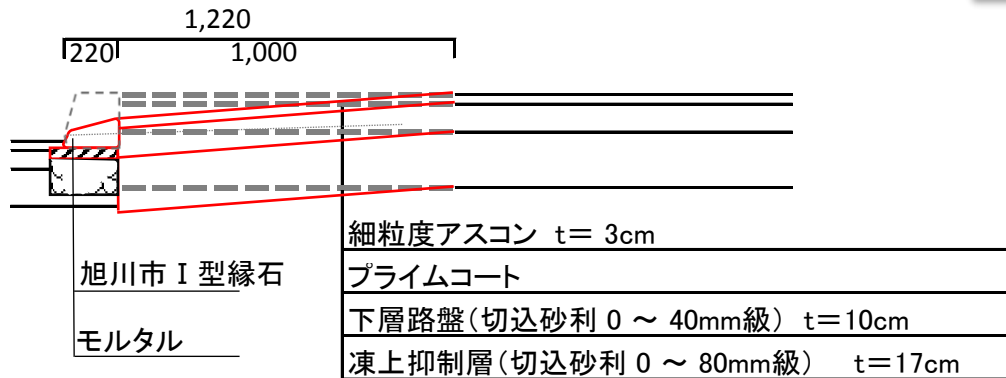


<申請にあたっての留意点>

- 切り下げ範囲の判断材料とするため、図面内に自動車は何台駐車し、どのように出入りするのか、絵や文字にて表示してください。
- 施工面積の計算式を図面上に記載してください。

## 【パターン① 植樹帯等がない場合】

断面図



立面図

【施工前】



【施工後】



4,900

(7本)

### ＜申請にあたっての留意点＞

- 縁石の切り下げ幅員は必要最小限にしてください。
- 原則として、1台につき、4本(2.8m)～6本(4.2m)までです。
- すりつけ部は1.0m程度又は植樹樹等の延長線上までです。  
(傾斜が急になり、車両の出入りに支障がでる場合は御相談ください。)
- 路盤復旧時に散布するプライムコートは全面にまんべんなく散布してください。
- 復旧する路盤は現況復旧を原則としますが、重車両が通行する場合、乗り入れ量の多い場合等は重車両用の路盤で施工してください。
- 縁石を復旧する際は、図面にも復旧構造(縁石、モルタル等)の記載をしてください。
- その他、特殊な事情や切り下げ幅について相談がある場合は、土木管理課まで御相談ください。